

令和8年度 京都市立朱雀第二小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関わる問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

- 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任
・スクールカウンセラー ※ただし緊急対応時はこの限りではない。
・スクールソーシャルワーカー

(2) 役割

【未然防止】

- ・いじめ未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめ（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・上記に係る情報があった時には、情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

【取組の検証等】

- ・学校いじめの防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

【役割等の周知】

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童や保護者・地域等への周知。

(3) 開催時期

定例委員会は、第1火曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

(4) 児童・保護者への周知方法等

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容をホームページ等で周知し、いじめの防止や解消には保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・保護者と一緒に考えていける懇談会を設ける。
- ・児童に対して行うアンケートやともだちの日の取組時に意図や方針について知らせる。
- ・児童については全校朝会で紹介する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・確かな判断ができる力をつける学習が展開できる環境の整備。
- ・学習をもととしてのクラスづくりを進める環境の整備。
- ・図書の充実。
- ・掲示物の作成と掲示。

イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・5月の参観日に、全校で「道徳の時間」の学習を公開し、保護者に理解や協力を求める。
- ・「ともだちの日」に公正公平・正義勇気・生命尊重・信頼友情・思いやり等の内容項目についての道徳の授業を実施し、道徳的実践力を高める。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（全校体育DAYや学習発表会DAY）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との共同体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、人権に関する題材を取り上げ、人権標語を作成する。

オ 児童同士の絆づくり

- ・フレンドリー活動など異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。

- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・いじめ記名式アンケートを2回実施。3～6年生については、記名式アンケートとクラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

ウ 教育相談の実施

- ・「教育相談週間」を設定し、相談活動を学級児童全員と行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。
- ・SC、SSWとの連携による教育相談を行う。

エ 上調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・いじめ対策主任及び、それぞれの学年で初期対応するとともに、即時管理職に報告し検証する。確実に全教職員に報告し、全体で見守る。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会ははじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑い）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観 察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対 応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指 導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、バトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。*事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を学校だより・ホームページ等でも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・学級活動での情報モラルの強化を図る。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・児童の実態をつかむために聞き取りの期間を設けたり、日常的に話す機会をもったりする。
- ・教職員の報告・連絡・相談を行うようにし、定期的に生徒指導委員会をもつ。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 実施時期

- ・5月、8月、11月、1月に行う生徒指導校内研修会時に実施する。
- ・内容は、「いじめ等、見守りたい児童の共有」「いじめ防止プログラムの見直しの共有 PDCA サイクル」「いじめ事案の経過と課題の共有」等

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信

- ・朱二小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「朱二小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

イ 保護者・地域への啓発

- ・いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の授業参観への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

ウ 保護者・地域への啓発

- ・学校運営協議会
- ・見守り隊の方々による登校、下校の見守り
- ・区民運動会

エ 関係機関との連携

- ・事案によっては、警察署少年課生活安全部との連携をとり、被害児童の身の安全を守ると共に、児童相談所との連携も図る。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておき、精神的ケアができるようにしておく。

5 重大事態が発生したときの対応

ア 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

イ 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス編成児童理解 ・入学式 ・学級開き ・「あいさつ運動」強化週間 ・ともだちの日の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者啓発 ・個人懇談週間 ・ホームページ
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「未然防止、早期発見・積極的認知について」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、見守りたい児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校朝会で児童に説明 ・1年生を迎える会 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・フレンドリー活動の顔合わせ ・ともだちの日の活動 		<ul style="list-style-type: none"> ・全校朝会で啓発 ・憲法月間「学校だより（人権）」で啓発 ・学校運営協議会で説明① ・PTA総会で啓発 ・休日参観②（道徳公開授業）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・記名いじめア 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発パンフレット配布

	ンケートの実施に向けて」	【6年】 修学旅行 【6年】 小中連携① 【5年】 非行防止教室	・教育相談週間（個別面談）①	
7	・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名いじめアンケートの結果」	【共通】 ・ともだちの日の活動 ・掃除強化月間	・クラスマネジメントシートの実施①（3～6年）、学年集約と共有 ・学校評価アンケート①実施（児童・保護者・教職員）と分析・共有	・個人懇談会 ・地生連で講演会（予定）
8	・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 ・生徒指導校内研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 ・49合同教職員研修	【共通】 ・「あいさつ運動」強化週間 ・ともだちの日の活動		
9	「いじめについて情報共有と連携」 ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 ・49他校に参観	【共通】 ・フレンドリーオリエンテーリング ・ともだちの日の活動 【5年】 ・野外学習活動 花脊山の家		・授業参観③
10	・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」①	【共通】 ・全校体育 DAY ・ともだちの日の活動		
11	・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 ・生徒指導校内研修会③ 「いじめ等、見守りたい児童の共有」	【共通】 ・ともだちの日の活動 ・人権標語の作成と発表 ・人権集会 ・掃除強化月間	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・クラスマネジメントシートの実施②（3～6年）、学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談）②	・人権学習参観④
12	・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 「クラスマネジメントシート・記名いじめア	【共通】 ・ともだちの日の活動	・学校評価アンケート②実施（児童・保護者・教職員）と分析・共有	・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会

	アンケートの実施に向けて」			
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名いじめアンケートの結果」 生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 「あいさつ運動」強化月間 ともだちの日の活動 		<ul style="list-style-type: none"> 地生連で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 職員会 「学校評価の結果の共有」② 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 作品展 ともだちの日の活動 【6年】小中連携②		<ul style="list-style-type: none"> 新1年入学説明会で校長から講話 PTA 指導者研修会で啓発（予定） 授業参観⑤
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の確認」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 卒業式 ともだちの日の活動 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価③
<p>事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。</p>				